# 省　令

## ○財務省令第五十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章　本省 | 第一章　本省 |
| ［第一節～第三節　略］ | ［第一節～第三節　同上］ |
| 第四節　地方支分部局 | 第四節　地方支分部局 |
| ［第一款・第二款　略］ | ［第一款・第二款　同上］ |
| 第三款　沖縄地区税関 | 第三款　沖縄地区税関 |
| 第一目　部の所掌事務等（第三百四十四条―第三百四十八条） | 第一目　内部組織（第三百四十四条―第三百七十九条） |
| 第二目　総務部の内部組織（第三百四十九条―第三百五十七条の二） | ［目を加える。］ |
| 第三目　監視部の内部組織（第三百五十八条―第三百六十三条の三） | ［目を加える。］ |
| 第四目　業務部の内部組織（第三百六十四条―第三百七十四条の四） | ［目を加える。］ |
| 第五目　調査部の内部組織（第三百七十五条―第三百八十条の三） | 第二目　支署、出張所及び監視署（第三百八十条） |
| 第六目　支署、出張所及び監視署（第三百八十条の四） | |
| 第二章　国税庁 | 第二章　国税庁 |
| ［第一節・第二節　略］ | ［第一節・第二節　同上］ |
| 第三節　地方支分部局 | 第三節　地方支分部局 |
| 第一款　国税局 | 第一款　国税局 |
| ［第一目～第二目　略］ | ［第一目～第二目　同上］ |
| 第三目　総務部の内部組織（第四百五十三条―第四百六十六条の四） | 第三目　総務部の内部組織（第四百五十三条―第四百六十六条の二） |
| ［第四目～第六目　略］ | ［第四目～第六目　同上］ |
| ［第二款・第三款　略］ | ［第二款・第三款　同上］ |
| ［第三章・第四章　略］ | ［第三章・第四章　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （財政経済特別研究官、地域経済特別分析官、経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官） | （財政経済特別研究官、経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官） |
| **第一条**　大臣官房に、財政経済特別研究官一人、地域経済特別分析官一人、経済財政政策調整官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。 | **第一条**　大臣官房に、財政経済特別研究官一人、経済財政政策調整官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。 |
| ［略］ | 2　［同上］ |
| 3　地域経済特別分析官は、命を受けて、財政経済政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに地方公共団体等との連絡及び情報交換等を行い、財務省の所掌に関する重要な財政経済政策の企画及び立案の支援を行う。 | ［項を加える。］ |